セルフメディケーション税制による特例を受ける場合は、この明細書は使用できません。
セルフメディケーション税制用は、国税庁ホームページからダウンロードまたは最寄りの税務署にお問い合わせください

①医療を受けた人
②病院・薬局ごとに
医療費を合計して記載します

令和2年 年度　　医療費控除に関する明細書No1

住所　鳥取県西伯郡岸辺町岸辺985-5
氏名　香川源治

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付し、下記2の明細への記入に代える場合、
右記の(1)～(3)の必要事項を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類をいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
61,420 円	㋐ 62,560 円	㋑ － 円

2医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することが出来ます。上記1に記載したものについては、記入しないでください。

No	(1)医療を受けた方氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
1	香川栄吉	令和診療所	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	8,460 円	－ 円
2	同上	有井労災病院	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	211,950 円	130,000 円
3	同上	さく医院	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	7,100 円	－ 円
4	同上	あり薬局	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	6,200 円	－ 円
5	同上	宇井歯科	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	2,200 円	－ 円
6	同上	サンライズ赤井	□ 診療・治療 ☑ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	600 円	－ 円
7	同上	かも調剤薬局	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	5,460 円	－ 円
8	同上	大田意病院	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	10,000 円	－ 円
9	同上	しんし大学医学部	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	30,000 円	10,000 円
10	同上	大仲町	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 ☑ 医療費補填金	－ 円	3,500 円
11	同上	わかぎ皮膚科	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	1,650 円	－ 円
12	同上	ムビズ整形外科医院	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	10,500 円	－ 円
13	同上	チュリップ介護老人保健	□ 診療・治療 ☑ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	800 円	－ 円
14	同上	りす介護老人保健施設	□ 診療・治療 ☑ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	9,350 円	－ 円
15	同上	たくし薬局	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	2,500 円	－ 円
16	同上	雨薬局	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	3,665 円	－ 円
17	同上	かくいタクシー	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 ☑ その他医療費	1,500 円	－ 円
18	同上	関東電車	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 ☑ その他医療費	8,200 円	－ 円
19	同上	メグ眼科医院	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 □ その他医療費	530 円	－ 円
20	香川里美	令和診療所	☑ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他医療費	6,200 円	－ 円
	小　計			㋕ 326,865 円	㋖ 143,500 円
	附表1,2,3 の医療費控除に関する明細書の追加分の金額合計(円)			㋗ 664,070 円	㋘ 146,200 円
	2医療費(上記1以外)の合計			㋙ ㋕+㋗ 990,935 円	㋚ ㋖+㋘ 289,700 円

医療費の総合計	A	㋐+㋙ 1,053,495 円	B	㋑+㋚ 289,700 円

3控除額の計算

支払った医療費	(合計) 1,053,495 円	A
保険金などで補填される金額	289,700	B
差引金額　A-B	(赤字のときは0円) 763,795	C
所得金額の合計	3,000,000	D
D×0.05	(赤字のときは0円) 150,000	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000	F
医療費控除C-F	(最高200万円、赤字のときは0円) 663,795	G

A・B → 申告書第二表の「所得金額から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

C・D・E・F → 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します
注　次の場合には、それぞれの金額を加算します
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4繰越損失を差し引く計算」欄の83の金額を転記します

G → 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療控除欄に転記します

※このリーフレットは、税務署が作成した医療費控除に関する明細書を基に作成しています。

申告書提出には元本を十分に理解したうえでご使用ください